



産業廃棄物処理委託契約書

(下記契約区分のうちいずれか1つ該当する数字を○で囲んでください。)

* 契約区分 1 甲は、甲の事業場から出る廃棄物の処分を乙に委託する。
 2 甲は、甲の事業場から出る廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕	〔特管〕
許可都道府県・政令市： <u>許可証のとおり</u>	許可都道府県・政令市： <u>許可証のとおり</u>
許可の有効期限： <u>許可証のとおり</u>	許可の有効期限： <u>許可証のとおり</u>
事業範囲： <u>許可証のとおり</u>	事業範囲： <u>許可証のとおり</u>
許可の条件： <u>許可証のとおり</u>	許可の条件： <u>許可証のとおり</u>
許可番号： <u>許可証のとおり</u>	許可番号： <u>許可証のとおり</u>

◎ 処分に関する事業範囲

〔産廃〕	〔特管〕
許可都道府県・政令市： <u>許可証のとおり</u>	許可都道府県・政令市： <u>許可証のとおり</u>
許可の有効期限： <u>許可証のとおり</u>	許可の有効期限： <u>許可証のとおり</u>
事業区分： <u>許可証のとおり</u>	事業区分： <u>許可証のとおり</u>
産業廃棄物の種類： <u>許可証のとおり</u>	産業廃棄物の種類： <u>許可証のとおり</u>
許可の条件： <u>許可証のとおり</u>	許可の条件： <u>許可証のとおり</u>
許可番号： <u>許可証のとおり</u>	許可番号： <u>許可証のとおり</u>

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量、処分単価及び処分方法は、次のとおりとする。

◎ 処分に関する種類、数量及び委託単価

産業廃棄物の種類	予定数量	処分単価	処分方法
①	kg /年	円/kg	<input type="checkbox"/> 破砕 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 圧縮固化 <input type="checkbox"/> 減容固化 <input type="checkbox"/> 埋立
②	kg /年	円/kg	<input type="checkbox"/> 破砕 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 圧縮固化 <input type="checkbox"/> 減容固化 <input type="checkbox"/> 埋立
③	kg /年	円/kg	<input type="checkbox"/> 破砕 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 圧縮固化 <input type="checkbox"/> 減容固化 <input type="checkbox"/> 埋立
④	kg /年	円/kg	<input type="checkbox"/> 破砕 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 圧縮固化 <input type="checkbox"/> 減容固化 <input type="checkbox"/> 埋立
⑤	kg /年	円/kg	<input type="checkbox"/> 破砕 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 圧縮固化 <input type="checkbox"/> 減容固化 <input type="checkbox"/> 埋立
⑥	kg /年	円/kg	<input type="checkbox"/> 破砕 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 圧縮固化 <input type="checkbox"/> 減容固化 <input type="checkbox"/> 埋立
⑦	kg $\frac{1}{100}$ /年	円 $\frac{1}{100}$ /kg	<input type="checkbox"/> 破砕 <input type="checkbox"/> 選別 <input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 圧縮固化 <input type="checkbox"/> 減容固化 <input type="checkbox"/> 埋立

3. (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物：無

第5条(再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条(義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条(委託業務終了報告)

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票、E票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条(業務の一時停止)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条(手数料・消費税・支払い)

1. 甲の委託する産業廃棄物の処理業務に関する委託手数料については、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相応になったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の処理業務についての消費税及び産業廃棄物税は甲が負担する。
4. 甲は産業廃棄物を搬入の都度、乙へ現金にて支払うものとする。

第10条(内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条(機密保持)

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条(契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

